



2021年1月29日

各位

会社名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 昭人
(コード: 6615 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長
仙波 陽平
(TEL. 048-724-0001)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、2019年10月28日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、以下の有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書の訂正に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3億9,615万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされたので、お知らせいたします。

当社は、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領し次第、速やかに対応について検討し、改めてお知らせをいたします。

また、当該勧告に伴い、特別損失が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。引き続き、全社一丸となり再発防止に取り組むとともに、中長期的な企業価値向上を目指し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 継続開示書類

有価証券報告書

第49期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

第50期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

第51期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

第52期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

四半期報告書

第50期第1四半期 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

第50期第2四半期 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)

第50期第3四半期 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)

第51期第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

第51期第2四半期 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)

第51期第3四半期 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)

第52期第1四半期 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)

第52期第2四半期 (自平成30年7月1日 至平成30年9月30日)

第52期第3四半期 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)

(2) 発行開示書類

有価証券届出書 (平成 28 年 2 月 9 日提出)
(平成 30 年 5 月 24 日提出)

2. 特別損失の発生

当該課徴金納付額 3 億 9,615 万円につきましては、2021 年 3 月期第 3 四半期の連結財務諸表において特別損失に計上予定です。

なお、当該特別損失の発生による 2021 年 3 月期通期連結業績予想への影響につきましては現在精査中であり、開示すべき事項がありましたら、速やかに公表いたします。

以上